

## 大分県若年技能者育成企業支援事業に係る Q&A

### Q1 補助の対象者は？

○次の①～③の要件をすべて満たす事業者であって、自社の従業員が技能検定試験を受検する費用を負担する場合に補助の対象者となります。

- ①大分県内に主たる営業所を有する事業者で、大分県中小企業活性化条例（平成25年大分県条例第17号）第2条第1項に定めるもの（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業を除く。）
- ②事業実施年度の4月1日時点で原則満40歳未満の常勤の従業員に対し、当該年度の技能検定試験の受検に要する経費の一部又は全部を負担するもの
- ③技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度を設けている又は新設することを予定しているもの

### Q2 補助金額は？

○予算の範囲内において、事業主が負担した従業員の技能検定受検に要する経費の1/2を補助します。ただし、受検者一人あたりにつき上限5万円とし、1事業主あたり補助対象受検者は最大10名までとします。（＝上限50万円まで）

### Q3 技能検定以外の資格試験も補助の対象になりますか？

○技能検定以外の資格試験については当事業の補助の対象とはなりません。

### Q4 受検者自身が受検に要する費用を全額負担した場合も補助の対象になりますか？

○なりません。一部を企業が負担した場合は、その部分についてのみ交付申請対象となります。

### Q5 前年度に受検した技能検定試験に要した経費も補助の対象になりますか？

○なりません。事業実施年度内に受検予定の技能検定試験に要する経費のみ補助対象となります。

**Q6 本年度の技能検定試験受検のために過去に受講した講座や購入した教材であっても補助の対象になりますか？**

○その旨を交付申請時の事業計画書にあらかじめ記載していれば補助の対象とすることができます。また、実績報告時に支出を証する書類の提出も必要です。

**Q7 補助の対象となる経費にはどのようなものがありますか？**

○技能検定試験の受検料（実技試験・学科試験）、受検対策のために受講した講座などの受講費やテキスト等の教材費、実技試験課題の練習のために使用した材料費（主に課題で支給材料として定められているものもしくはそれに準ずるもの）などが挙げられます。遠方での受検などにかかる旅費・宿泊費や食糧費などは補助対象には含まれません。

**Q8 練習のための材料をまとめて購入する場合などはどのように申請すればよいですか？**

○一人あたりの使用量を算出して計上するようにしてください。

**Q9 交付申請後、受検予定者がけがのため検定を受けられなくなりました。どうすればよいですか？**

○受検者の人数や受検する等級、受検職種及び作業が変更となった場合は、速やかに要綱に定められた補助事業変更承認申請書等を提出してください。

**Q10 「技能検定試験受検を確認できる書類の写し」とはどのようなものですか？**

○技能検定試験実施機関の発行する結果通知の写しを添付してください。

**Q11 「受検者の常勤性が確認できる書類」とはどのようなものですか？**

○社会保険被保険者証、標準報酬月額決定通知書、出勤簿や給与台帳などがそれに該当します。

**Q12 「資格手当等の内容が確認できる書類の写し」とはどのようなものですか？**

○就業規則や就業規則変更届（これから資格手当を整備する場合）、給与明細（資格手当欄があるものに限る）などがそれに該当します。